ガイドライン案 ライドシェア 東タク協の日本型

エア 日には、 の発表は恐るべき迅速な対 会としての日本型ライドシ 昨年末の中間取りまとめか 導入されることになった。 したうえで今年の4月から の詳細を詰めた制度設計 ドシェア」を盛り込み、制度 用拡大=限定型日本版ライ と一種限定免許者で補完す 的タクシー不足を自家用 として地域的・時間的・期間 ライン(案)」が発表された。 細な制度設計」に先行する形 る自家用有償旅客運送の活 号に基づく新制度としての 提起した道路運送法78条3 め」において、国土交通省が イヤー・タクシー協会ガイド ル行財政改革中 「タクシー事業者を実施主体 日本型ライドシェア東京ハ これを受けて、本年1月10 ひと月もしないうちに協 東京ハイヤー・タクシ 年の12月20日、 RS (川鍋一朗会長)から 国土交通省の「詳 ガイドライン案 間とりまと ーデジタ 車 を

> をはじめとする東京業界幹 とだと思う。 部の危機感は強いというこ 応である。それだけ川鍋会長

以下、 ガイドライン案の抜粋 日 本型RSの

❶運行形態

○タクシー事業者がタクシ 管理を実施 ーと同等の運行管理・整備

○アプリからの配車 応(支払いは配車アプリ内)アプリからの配車のみ対 のみで実施

)運賃はタクシーと同等

事

前確定運賃

○点呼は車両内での遠隔 呼を予定(規制緩和が 必点

❷運行方法 タクシーが不足する地域

時期・時間帯のみ運行

指せ!Ⅱ

❸ドライバー条件 20才以上70才未満 たは二種免許保持者 ドライバーは普通免許 ま

○普通免許取得後1年以上 ○タクシー会社とパ 1 1 等

日本版地域

○クシー会社による初任教 育と継続教育を実施 の雇用契約を結ぶ

汰され、

タクシー業界

0)

編・統合も進むだろうとの

清野吉光氏のコラム 塊 盆 **V**

清野 吉光 (きよの よしみつ) 略歴

ーを必須とする

移動需要に応えるライドシ

までにタクシー業界全体が

そして遅くとも来年4月

せねばならないとのことだ ェアを含む供給体制を構築

1950年 長野県四賀村生まれ、印刷関係など様々な職業に従事。 1976年 清水市の日の丸交通入社。1980年 静岡市内の事務機器セ ンターに入社。1982年 システムオリジンを仲間と創業、専務取締 役。 1992 年 代表取締役社長就任。 2016 年3月 システムオリジン 社長退任。クリアフィールド取締役。2021年5月 一般社団法人静岡 TaaS 代表理事に就任。2023 年6月 システムオリジン取締役を退任。

本番は来年4月

体制を如何にタクシー業界 ろう、というものだった。そ 年の4月には施行されるだ は議員立法での国会審議、 れ何らかの形でライドシェ は、6月にはレベルはどうあ あった。その方の見通しで お話を個人的に聞く機会が なポジションにいる社長の ア解禁の決定がなされ、秋に までにそれに対抗できる タクシー業界の重要 来

ライドシェアを

アメーバブログを始めました!

http://ameblo.jp/ykiyono800

(白ナン とのことだった。そのために が作れるか、 少なくとも今年4月迄に が課題 となる

4車両条件

バし

両

)員5人以上10人以下の 車両は自家用車 亩 車 事業者による日本版ライド は主要大都市ではタクシー

)通信型ドライブレコー)衝突被害軽減ブ 必須とする 1 丰 ダ を

シェアを稼働させねばなら

ったが、 思うが、ひとつの有効な選択 の制約などから難しいとは クシー車両の運行は制度上 たとのこと。一種免許でのタ 肢ではないだろうか。 なお、 はタクシー遊休車両もあ 検討の過程で外され 車両については、 当

考えだった。 ラットフォームも一元化し、 プリを運用している配車プ 対処するのではなく、 者がバラバラにこの事態に った。そして、タクシー事業 連携・連合を目指すべきとの 配車ア

備えており、今のタクシー業 自 思えないし、タクシー事業者 のままでは対抗できるとは 界の少なくない事業者がそ とマッチングする仕組みを 車両の質を選別して利用者 は資本力も強大で、 シェアプラットフォーマー ドシェア解禁となれば、 なところ、 ルアップできなければ さらに、何らかの形でライ 体が自分たちを大きくレ 海外の所謂ライド 運転者や 正直 淘

東京の「タクシー不足」を解消します! 東京のタクシー協会が、既存のタクシー供給カアップと同時に、 タクシー会社による安全・安心な「日本型ライドシェア」を

4月から運行開始!

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会では、東京のタクシー不足問題に対 し、まず第一に「既存のタクシー供給力の最大化」を目指し、奉に予定されている 各種規制緩和を最大限に活用した乗務員の増加、さらにシフト変更による不足時間

帯に合わせた重点的な供給カアップや、東京駅や羽田空港など主要タクシー乗り場

帯に合せせた重点的な保険カファンマヤ、東京駅での日本化ルムニエス・・・ のの効率化に運動かします。 第二に、昨年12月20日決定のデジタル行財放改革会議「デジタル行財放中間とりまとめ(集))を撥まえ、2024年4月以降に可能となると見込まれる道路運送法78米33号の倉庫内電運送制度を採用した「日本型タイドシェア」の金額初の導入を目指します。具体的には、タタシー事業者が運行管理・整備管理を担い安心安全を担保した上で、普強免許のドライバーを雇用、そのドライバーの自家用車を活用して、12年20年回出しませ、

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 令和6年1月10日

た形で、2024年4月に運行開始します。

取り組み①既存のタクシー供給力の最大化

によって、 の1年をどう活用できる れるチャンスとも言える。 移動需要と供給の拡大を図 大変な時代ではあるが、 タクシー事業者に それが決まるの ح 逆に つ ح か 7

版ライドシェアの

クシー

事 地

業者による日

では

域 特性 方も示していた。

聞

ζ̈́

恐らく全国

「の主要な大

中

Щ

間

地

ではこうし

た

問題は地方の移動

そして、 テム構築とタクシー 日本型ライドシェアのシ フォームのGO株式会社 案発表に応ずる形で、 けの 向けアプリ配車プラット 東タク協のガイドライ 同けて全 相談窓口を開設した。 準 4月のサービス開始 備 国主 を進 妻都. 8 7 -事業者 タクシ いると 市 で ス 0) が す 自

稼働 に向

が 思わ ライ また供給も限られる。 要も絶対数が少なく、 的な仕事になり得るだろう。 収入面でもそれなりに魅 要が膨大にあり、 出 かし、 多様なうえに効率も低く れば豊富だと思われ、 期待できると思われ 「家用有償旅客運送を活用 給力も一 動 しただけでは地 プラットフォー L れる。 かし、 課題 ドシェアに対応した 地方都市では移動需 を解 地方都市では 都市部では移動需 種免許を使える 決できな また人的 ム 域 ニーズ とり 特 る。 また いと 有 が 単 な の進配に 力

供給開始に応じた と 期待されている。そうした中 各自治体が 国土交通省が昨年10月に「改 つ るだろうか?やはり、 てシェアドライバーが集ま 出するだろうか?また、 営利的なライドシェアが 正地域公共交通活性化・再生 いと思われる。 V しても稼げなければ、 家 加有 ん施するよう要請したのだ いう方程式が成り立たな からライドシェアで補う いては単純に車が足りな よるボランティア的な自 いることから、 由 こうした地方に果たして を作成し、責任をもって (地域交通法)を施行し、 から 償旅客運送の展開も 移動難 「地域公共交通計 だからこそ、 自治体主導 民が発生し 地方に 果たし 進出 進

であり、 クシーは公共交通であり、 イルを担う重要な移動手 公共 ると思うが、少なくともタ ドシェアは、 なって取り組む日本版ラ 公共交通のラストワンマ なり得るか否かの議論 ライドシェアが公共交通 交通 そのタクシー 計 画 特に地方 0) 中 -が主体 に の地 組 段 地 は 7

> 込まれ、 あると思う。 有効に活 その一分野としての 用されるべきで

岡 T a a S O 取り 組

ため ある。 たが、 0) 岡 T a け た 動 公共交通計 連 全 どのサービスを展開し 化 月 しくお願いします。 危 るタクシー 翼を担いたいと思う。 るタクシー事業の るよう努力をして行きた の仕 エ 試みとして「タク放題」 に な事業を開拓するきっ 機をチャンスに変えて まだと消滅の危機さえ 携も含めて静岡 玉 エ と閑散時の の設立以 のプラットフォー 私 アの静 ア解禁問題の中で、 静岡 Ta 展 0) が 日本版ライドシェアを 現在この日本版ライド a S は、 サービスを検討 組みとして共同 開 代 改 するサー 表 -事業が、 いめて、 来 証に合っ 岡市での 理 新規需要 aSが役立 静岡 事 2 0 2 1 を 本年もよろ 市の 生産 ビスとの 務 わせた移 逆にこの 市 ライド 実現 1 め にお 、この 0) 地 中 そ 開 配 性 年5 る 7 か 新 あ 域 で き な拓 0) 車 向

3

(2024年1

月 22

 \Box

記